

介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A（尾張旭市）

No	分類	質問	回答	回答日
1	指定	<p>①事業対象者が要介護認定申請をし、結果が非該当（自立）の場合、申請から却下の期間について事業対象者としてサービス給付を受けることは可能か。</p> <p>②要介護認定申請又は認定却下の時点で事業対象者の資格が喪失となるのか。</p>	<p>①認定結果が非該当の場合であっても、要介護認定申請後に暫定プランで利用した総合事業サービスは、事業対象者として算定可能です。</p> <p>②要介護認定申請又は認定却下の時点で事業対象者の資格を喪失することはありません。</p>	H29.11.2